

令和3年2月24日

令和3年第1回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	1	請願の処理経過及び結果報告の件	1
〃	2	処分報告（市営住宅に係る明渡等請求訴訟の提起）の件	1
〃	3	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	2
〃	4	処分報告（令和2年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）の件	3
〃	5	処分報告（令和2年度貝塚市一般会計補正予算（第11号）の件	7
議案	1	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	13
〃	2	貝塚市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件	13
〃	3	貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	14
〃	4	貝塚市立東共同浴場条例の一部を改正する条例制定の件	14
〃	5	債権の放棄について議決を求める件	15
〃	6	市道の路線を廃止し、及び認定する件	15
〃	7	令和2年度貝塚市一般会計補正予算（第12号）の件	16
〃	8	令和2年度貝塚市水道事業会計補正予算（第1号）の件	22
〃	9	令和2年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	23
〃	10	令和2年度貝塚市病院事業会計補正予算（第4号）の件	25
〃	11	貝塚市組織条例の一部を改正する条例制定の件	26
〃	12	貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	27
〃	13	貝塚市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例制定の件	28

議案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	14	貝塚市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	29
〃	15	貝塚市東浄苑条例制定の件	30
〃	16	貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件	31
〃	17	令和3年度貝塚市一般会計予算の件	別冊
〃	18	令和3年度貝塚市国民健康保険事業特別会計予算の件	〃
〃	19	令和3年度貝塚市財産区特別会計予算の件	〃
〃	20	令和3年度貝塚市介護保険事業特別会計予算の件	〃
〃	21	令和3年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計予算の件	〃
〃	22	令和3年度貝塚市水道事業会計予算の件	〃
〃	23	令和3年度貝塚市下水道事業会計予算の件	〃
〃	24	令和3年度貝塚市病院事業会計予算の件	〃

報告第 1 号

請願の処理経過及び結果報告の件

請願の処理経過及び結果報告の件を次のとおり報告する。

令和3年2月24日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

貝塚市議会から送付された請願の処理要領

令和3年2月1日現在

件 名	久保町 J R 阪和線高架下に関する請願
請 願 者 氏 名	貝塚市久保 [ ] 久保町会 代表 [ ] 外 1 4 名
紹 介 議 員 氏 名	阪口芳弘 中山敏数 竹下義之 食野雅由 藪内留治 川岸貞利
受 理 年 月 日	平成 2 5 年 6 月 1 7 日
主 管 課	都市整備部道路公園課
処 理 要 領	久保町 J R 阪和線高架下につきましては、岸和田市が実施している東岸和田駅付近高架化事業に伴い整備されている側道の未供用区間が供用開始された後、交通状況を確認し、交通安全対策について検討してまいります。

報告第 2 号

処分報告（市営住宅に係る明渡等請求訴訟の提起）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第 2 条の規定に基づき、専決処分したものである  
ので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和3年2月24日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

記

貝塚市営東団地住宅に係る明渡等請求訴訟の提起の件

貝塚市営東団地住宅明渡等請求について、次のとおり訴えを提起するものとする。

1. 事 件 名 建物明渡等請求事件
2. 当 事 者 原 告 貝塚市島中一丁目 17 番 1 号  
貝塚市  
代表者 貝塚市長 藤原 龍 男  
被 告 [ ]  
[ ]  
明渡対象住宅 [ ]

3. 訴えを提起する方法

大阪地方裁判所岸和田支部へ訴えを提起しようとするもの。

なお、同裁判所の判決の結果、必要がある場合は、上訴しようとするもの。

令和2年12月18日処分

貝塚市長 藤原 龍 男

報告第 3 号

処分報告（損害賠償の額の決定）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第 2 条の規定に基づき、専決処分したものである  
ので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。



令和 3 年 2 月 24 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

損害賠償の額の決定の件

令和 2 年 12 月 23 日、本市清見 665 番地 3、サンシティ貝塚 1 番館において、本市職員が救助活  
動を行う際、ベランダにある仕切り板に足が接触したことにより、その一部を破損させた事故につ  
いて、次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 55,000円
- 2 損害賠償の相手   


令和 3 年 1 月 27 日処分

貝塚市長 藤原 龍男

報告第 4 号

処分報告（令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第10号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである  
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

1. 令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）の件

令和2年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）の件

令和2年度貝塚市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,689千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,873,442千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月15日 処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		16,548,973	69,689	16,618,662
	2. 国庫補助金	10,713,780	69,689	10,783,469
歳入合計		46,803,753	69,689	46,873,442



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		16,832,538	66,299	16,898,837
	2. 児童福祉費	7,058,402	66,299	7,124,701
4. 衛生費		3,504,301	3,390	3,507,691
	1. 保健衛生費	783,986	3,390	787,376
歳 出	合 計	46,803,753	69,689	46,873,442

報告第 5 号

処分報告（令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第11号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり処分したものであるので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

1. 令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第11号）の件

令和2年度貝塚市一般会計補正予算（第11号）の件

令和2年度貝塚市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ377,579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,251,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和3年2月12日処分

貝塚市長 藤原 龍男

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		16,618,662	377,579	16,996,241
	1. 国庫負担金	5,812,972	13,143	5,826,115
	2. 国庫補助金	10,783,469	364,436	11,147,905
歳 入 合 計		46,873,442	377,579	47,251,021

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		13,326,528	5,000	13,331,528
	1. 総務管理費	12,569,171	5,000	12,574,171
3. 民生費		16,898,837	273,093	17,171,930
	1. 社会福祉費	6,632,320	66,336	6,698,656
	2. 児童福祉費	7,124,701	206,757	7,331,458
4. 衛生費		3,507,691	52,369	3,560,060
	1. 保健衛生費	787,376	47,050	834,426
	2. 清掃費	1,729,466	5,319	1,734,785
7. 商工費		560,747	27,117	587,864
	1. 商工費	560,747	27,117	587,864
10. 教育費		3,864,831	20,000	3,884,831
	2. 小学校費	1,478,897	13,200	1,492,097
	3. 中学校費	779,317	6,800	786,117
歳 出	合 計	46,873,442	377,579	47,251,021

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事	業	名	金 額
2.	総務管理費	1.	町会活動支援事業		5,000
3.	民生費	1.	障害者手帳所持者(成年)へのプレミアム商品券配付事業		66,336
3.	民生費	2.	未成年者へのプレミアム商品券配付事業		206,757
4.	衛生費	2.	塵芥収集事業		2,166
7.	商工費	1.	プレミアム付商品券事業		27,117
10.	教育費	2.	学校保健特別対策事業		13,200
10.	教育費	3.	学校保健特別対策事業		6,800

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター設置運営事業	令和2年度～令和3年度	36,000千円

議案第 1 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月24日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

貝塚市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和61年貝塚市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）」に改め、「、第7条の規定にかかわらず」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

議案第 2 号

貝塚市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件  
貝塚市営住宅設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月24日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

貝塚市条例第 号

貝塚市営住宅設置条例の一部を改正する条例  
貝塚市営住宅設置条例（昭和39年貝塚市条例第4号）の一部を次のように改正する。  
別表貝塚市営半田団地住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 3 号

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月24日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

貝塚市条例第 号

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

貝塚市国民健康保険条例（昭和35年貝塚市条例第413号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「以下「新型コロナウイルス感染症」という」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

議案第 4 号

貝塚市立東共同浴場条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市立東共同浴場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月24日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

貝塚市条例第 号

貝塚市立東共同浴場条例の一部を改正する条例

貝塚市立東共同浴場条例（平成28年貝塚市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和元年12月1日から令和3年2月28日まで」を「令和3年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

債権の放棄について議決を求める件

下記のとおり債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

貝塚市長 藤原龍男

記

1 放棄する債権の内容

- ・水道料金 374 件 1,349,684 円
- ・市立貝塚病院診療費個人負担分 30 件 365,770 円

2 放棄の理由 貝塚市債権管理条例第 15 条の規定による

議案第 6 号

市道の路線を廃止し、及び認定する件

道路法第 8 条及び第 10 条の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止し、及び認定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

貝塚市長 藤原龍男

記

1 路線の廃止

路線名	起 終 点	重要な経過地
海岸寺山団地 1 号線	久保 573-3 番地先から 半田 780-1 番地先まで	半田

2 路線の認定

路線名	起 終 点	重要な経過地
半田 27 号線	久保 573-3 番地先から 半田 780-3 番地先まで	半田

議案第 7 号

令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第 12 号）の件

令和 2 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 3 5, 8 3 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7, 6 8 6, 8 5 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		16,996,241	320,003	17,316,244
	1. 国庫負担金	5,826,115	75,000	5,901,115
	2. 国庫補助金	11,147,905	245,003	11,392,908
15. 府支出金		2,886,751	37,500	2,924,251
	1. 府負担金	2,088,839	37,500	2,126,339
17. 寄附金		701,301	38,641	739,942
	1. 寄附金	701,301	38,641	739,942
18. 繰入金		2,364,290	△437,112	1,927,178
	1. 基金繰入金	2,359,519	△437,112	1,922,407
21. 市債		4,197,022	476,800	4,673,822
	1. 市債	4,197,022	476,800	4,673,822
22. 自動車取得税交付金		0	4	4
	1. 自動車取得税交付金	0	4	4
歳 入 合 計		47,251,021	435,836	47,686,857

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		13,331,528	103	13,331,631
	1. 総務管理費	12,574,171	103	12,574,274
3. 民生費		17,171,930	192,237	17,364,167
	1. 社会福祉費	6,698,656	42,237	6,740,893
	2. 児童福祉費	7,331,458	150,000	7,481,458
4. 衛生費		3,560,060	243,496	3,803,556
	3. 病院費	980,000	100	980,100
	4. 上水道費	10,849	243,396	254,245
歳 出	合 計	47,251,021	435,836	47,686,857

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2.	1. 総務管理費	文書事務	12,923
2.	2. 徴税費	固定資産税賦課事務	34,694
8.	5. 都市計画費	バリアフリー化整備推進事業 (JR東貝塚駅)	77,030
8.	6. 住宅費	市営住宅官民連携事業	644,461
9.	1. 消防費	危機管理対策事業 (臨時)	10,483
10.	5. 社会教育費	孝恩寺修理事業	6,250

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
マイナポイント申請等支援業務	令和2年度～令和3年度	6,200千円

# 第4表 地方債補正

起債の目的	補正前					補正後					備考				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			限度額	起債の方法	利率	償還の方法					
				借入先	償還期限	据置期間				償還方法		借入先	償還期限	据置期間	償還方法
市民文化会館施設整備事業	千円 30,400	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率)	年以内 20	年以内 3	年賦又は半年賦・元利均等又は元金均等若しくは満期一括償還	千円 38,400	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左
民間保育所整備事業	18,800	証券発行		25	3		22,700	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
清掃運轉施設整備事業	11,800			15	3		13,800	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
し尿処理施設整備事業	6,300			15	3		8,300	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
学校施設整備事業	319,700			25	3		333,300	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
社会体育施設整備事業	30,000			20	3		37,000	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
減収補填債							150,000				20	3			
特別減収対策債							74,000				30	5			
徴収猶予特例債							216,300				1	0			
起債合計	3,517,022						3,993,822								



議案第 8 号

令和 2 年度貝塚市水道事業会計補正予算（第 1 号）の件

第 1 条 令和 2 年度貝塚市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度貝塚市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	1,947,981 千円	2,035 千円	1,950,016 千円
第 1 項 営業収益	1,568,742 千円	△241,361 千円	1,327,381 千円
第 2 項 営業外収益	379,219 千円	243,396 千円	622,615 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,938,565 千円	2,035 千円	1,940,600 千円
第 1 項 営業費用	1,671,330 千円	2,035 千円	1,673,365 千円

第 3 条 予算第 9 条の次に、次の 1 条を加える。

(他会計からの補助金)

第 10 条 収益的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、243,396 千円である。

令和 3 年 2 月 24 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

議案第 9 号

令和 2 年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第 2 号）の件

第 1 条 令和 2 年度貝塚市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度貝塚市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4） 主要な建設改良事業

（既決予定額）（補正予定額） （計）

流域下水道建設負担金 事業費 68,274 千円 21,295 千円 89,569 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 851,694 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 851,689 千円」に、「当年度利益剰余金処分予定額 27,427 千円」を「当年度利益剰余金処分予定額 27,422 千円」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収		入
第 1 款 資本的収入	2,736,060 千円	21,300 千円	2,757,360 千円
第 1 項 企業債	1,558,600 千円	21,300 千円	1,579,900 千円
	支		出
第 1 款 資本的支出	3,587,754 千円	21,295 千円	3,609,049 千円
第 1 項 建設改良費	2,079,753 千円	21,295 千円	2,101,048 千円

第 4 条 予算第 6 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
流域下 水道事 業	千円 68,100	証書借 入又は 証券発 行	年6.5%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	40年以内(うち据置5年 以内)年賦又は半年賦・元 利均等又は元金均等若し くは満期一括償還。ただ し、財政の都合により償還 期限及び据置期間を短縮 し、又は繰上げ償還若しく は低利債に借換えること ができる。借入先に融通条 件があるときは、これに従 うことができる。	千円 89,400	同左	同左	同左
合計	1,558,600				1,579,900			

令和3年2月24日提出

貝塚市長 藤原 龍男

議案第 10 号

令和 2 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 4 号）の件

第 1 条 令和 2 年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度貝塚市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（3）主要な建設改良事業

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
医療機械器具及び備品	880,094千円	17,318千円	897,412千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 事業収益	8,100,926千円	59,182千円	8,160,108千円
第 2 項 医業外収益	732,362千円	59,182千円	791,544千円
	支 出		
第 1 款 事業費用	7,833,694千円	45,607千円	7,879,301千円
第 1 項 医業費用	7,470,899千円	45,607千円	7,516,506千円

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	1,368,157千円	17,318千円	1,385,475千円
第 3 項 補助金	951千円	17,318千円	18,269千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	1,638,959千円	17,318千円	1,656,277千円
第 1 項 建設改良費	1,057,841千円	17,318千円	1,075,159千円

第 5 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
（1）職員給与費	4,125,529千円	37,425千円	4,162,954千円
（3）建設改良費	1,057,841千円	17,318千円	1,075,159千円

令和 3 年 2 月 24 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

議案第 11 号

貝塚市組織条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市組織条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月24日提出

貝塚市長 藤原 龍男

貝塚市条例第 号

貝塚市組織条例の一部を改正する条例

貝塚市組織条例（昭和57年貝塚市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「部」を「部等」に改め、同条中「掲げる部」の次に「及び室」を加え、同条に次の1号を加える。

（7）危機管理室

第3条第1項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第18号までを2号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

7 危機管理室の分掌する事務は、次に掲げるところによる。

（1）防災計画に関すること。

（2）国民保護計画に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（貝塚市職員給与条例の一部改正）

2 貝塚市職員給与条例（昭和23年貝塚市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2ア 事務、技能職給料表等級別基準職務表3級の項中「ひと・ふれあいセンター館長」の次に「、危機管理室長」を加え、同表4級の項中「、認定こども園長、子育て支援センター館長」を削り、「ひと・ふれあいセンター館長補佐」の次に「、債権回収対策室長、市民相談室長」を加え、「青少年センター館長」を「子育て支援センター館長、幼児教室長、認定こども園長、市営住宅管理センター室長、危機管理室長補佐」に改め、「善兵衛ランド館長」の次に「、青少年センター館長、青少年人権教育交流館長」を加え、「、図書館長補佐及び青少年人権教育交流館長」を「及び図書館長補佐」に改める。

別表第5職務の区分の欄中「課長・ひと・ふれあいセンター館長」の次に「・危機管理室長」を加え、「債権回収対策室長・ひと・ふれあいセンター館長補佐」を「ひと・ふれあいセンター館長補佐・債権回収対策室長」に改め、「・認定こども園長・子育て支援センター館長」を削り、「市営住宅管理センター室長」を「子育て支援センター館長・幼児教室長・認定こども園長・市営住宅管理センター室長・危機管理室長補佐」に改め、「善兵衛ランド館長」の次に「・青少年センター館長・青少年人権教育交流館長」を加え、「・青少年センター館長・青少年人権教育交流館長」を削る。

議案第 12 号

貝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
制定の件

貝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月24日提出

貝塚市長 藤原 龍男

貝塚市条例第 号

貝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
貝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年貝塚市条例第336号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、一括して支給することができる。

別表第1 貝塚市教育支援委員会委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	同 12,000円	同
学校医（内科の医師に限り、幼稚園医を除く。）	同 次に掲げる額の合計額 (1) 基本報酬 担当した学校1校につき200,000円 (2) 人数割報酬 担当した学校に在籍する児童（就学时健康診断の対象となる幼児を含む。）又は生徒1人につき320円	同
学校医（耳鼻科又は眼科の医師に限り、幼稚園医を除く。）	同 次に掲げる額の合計額 (1) 基本報酬 担当した学校1校につき44,500円 (2) 人数割報酬 担当した学校に在籍する児童又は生徒1人につき180円	同
学校歯科医（幼稚園歯科医を除く。）	同 次に掲げる額の合計額 (1) 基本報酬 担当した学校1校につき60,000円 (2) 人数割報酬 担当した学校に在籍する児童又は生徒1人につき300円	同
学校薬剤師（幼稚園薬剤師を除く。）	同 担当した学校1校につき97,700円	同
幼稚園医	同 次に掲げる額の合計額 (1) 基本報酬 担当した幼稚園1園につき	同

	180,000円 (2) 人数割報酬 担当した幼稚園に在籍する幼児1人につき640円	
幼稚園歯科医	同 次に掲げる額の合計額 (1) 基本報酬 担当した幼稚園1園につき90,000円 (2) 人数割報酬 担当した幼稚園に在籍する幼児1人につき900円	同
幼稚園薬剤師	同 担当した幼稚園1園につき53,350円	同

別表第1中備考を備考2とし、同表備考2の前に同表備考1として次のように加える。

- 複数の学校医（内科の医師に限り、幼稚園医を除く。）が同一の学校を担当した場合における人数割報酬の額は、それぞれの者が健康診断を行った人数に応じて按分した額とする。学校医（耳鼻科又は眼科の医師に限り、幼稚園医を除く。）及び学校歯科医（幼稚園歯科医を除く。）についても同様とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### 議案第13号

貝塚市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
貝塚市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月24日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

### 貝塚市条例第 号

貝塚市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例  
貝塚市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例（平成13年貝塚市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第2号中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「平成36年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 14 号

貝塚市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月24日提出

貝塚市長 藤原龍男

貝塚市条例第 号

貝塚市介護保険条例の一部を改正する条例

貝塚市介護保険条例（平成12年貝塚市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、「この項及び第12条第1項において」を削り、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



議案第 15 号

貝塚市東浄苑条例制定の件

貝塚市東浄苑条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月24日提出

貝塚市長 藤原龍男

貝塚市条例第 号

貝塚市東浄苑条例

(設置)

第1条 市は、貝塚市営墓地（以下「墓地」という。）を貝塚市堀246番地に設置する。

(名称)

第2条 墓地の名称は、貝塚市東浄苑とする。

(使用の許可)

第3条 墓地を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第4条 墓地の使用の許可を受けた者は、1区画につき10万円の使用料を前納しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(埋蔵等)

第6条 墓地を使用する者（以下「使用者」という。）は、焼骨その他これに類するものの埋蔵若しくは埋葬又は掘起しをしようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(使用権の承継)

第7条 墓地の使用権は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、他人に売買し、又は譲渡することができない。

(1) 相続があったとき。

(2) 使用者から埋葬又は埋蔵がされている者の相続人又は親族に譲渡するとき。

2 前項第2号の規定により墓地の使用権を承継しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(墓地の返還)

第8条 墓地が不要になったときは、使用者は、これを原状に回復し、返還しなければならない。

(届出の義務)

第9条 使用者は、その住所又は氏名に変更があったときは、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

(使用権の消滅)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用権は、消滅する。

(1) 埋葬又は埋蔵後20年を経過し、使用者及びその親族又は祭祀を継続する者の所在が不明で縁故者がないと市長が認めるとき。

(2) 埋葬又は埋蔵後25年を経過し、使用者又はその祭祀を継続する者に使用の意思がないと市

長が認めるとき。

- 2 前項各号の規定により使用权が消滅したときは、市長は、墓地の墓碑その他の物件を処分することができる。この場合において、市長は、当該物件を処分しようとする日の3月前までに、その旨を公告しなければならない。

(工作等の許可)

第11条 墓地に墓石の設置その他の工作をし、又は植樹をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に墓地を使用している者は、第3条の規定により使用の許可を受けたものとみなす。

---

議案第16号

貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月24日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

貝塚市条例第 号

貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例

貝塚市立幼稚園条例（昭和30年貝塚市条例第296号）の一部を次のように改正する。

第5条中「貝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成27年貝塚市規則第13号）」を「別に条例」に改める。

第7条第1項中「後」を「終了後及び長期休業日（教育委員会が定める夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日をいう。）の期間中」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。